

平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる消防個人年金事務の特別取扱について

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心からお悔やみとお見舞い申し上げます。
1 日も早く復旧されますよう心からお祈り申し上げます。
消防個人年金の事務取扱につきまして、下記のとおり対応させていただくことといたしますので
よろしく願いいたします。

記

1 特別取扱の適用範囲

この特別取扱は、加入者又は年金受給者・繰延者が、平成 30 年 7 月豪雨による災害（以下「平成 30 年 7 月豪雨災害」という。）により被災している場合に適用します。

2 特別取扱内容

(1) 給付金請求書類提出時の特別取扱

このお取扱いの適用を希望される場合は、給付金請求書ご提出の際に、特別取扱希望である旨を給付金請求書余白に赤字でご記入願います。

(2) 脱退一時金請求時

手続書類・事項	取 扱 要 領
ア. 給付金請求書	<p>●ご提出いただきます。</p> <p>押印について以下の取扱とします。</p> <p>加入者の押印ができない場合、<u>本人確認書類として運転免許証・パスポート・健康保険証等のコピーが添付された場合に省略可能とします。</u></p>
イ. 印鑑証明書	<p>●<u>印鑑証明書に代えて以下の書類にて取扱します。</u></p> <p><u>本人確認書類として運転免許証・パスポート・健康保険等のコピー。</u></p> <p>⇒ご提出が困難な場合は、<u>日本消防協会年金共済部</u> <u>(TEL0120-658-494 平日 9 時～17 時) へご連絡ください。</u></p>

(3) 遺族一時金請求書

手続書類・事項	取 扱 要 領
ア. 給付金請求書	<p>●ご提出いただきます。</p> <p>押印については、以下の取扱といたします。</p> <p>受取人印の押印ができない場合、<u>本人確認書類として運転免許証・パスポート・健康保険証等のコピーが添付された場合に省略可能といたします。</u></p>

イ. 受取人の戸籍謄本	<p>●ご提出いただきます。</p> <p>⇒ご提出が困難な場合は、<u>日本消防協会年金共済部</u> (TEL0120-658-494 平日 9 時～17 時) へご連絡ください。</p>
ウ. 加入者の除籍抄(謄)本 (または死亡事実記載の住民票)	<p>●除籍抄本に代えて以下の書類にて取扱いたします。</p> <p>①該当加入者様を特定し死亡事実を確認できる報道記事等 ②<u>埋葬許可証・火葬許可証</u></p>
エ. 受取人の印鑑証明書	<p>●印鑑証明書に代えて以下の書類にて取扱いたします。</p> <p><u>本人確認書類として運転免許証・パスポート・健康保険証等のコピー。</u></p> <p>⇒ご提出が困難な場合は、<u>日本消防協会年金共済部</u> (TEL0120-658-494 平日 9 時～17 時) へご連絡ください。</p>

※年金受給者・繰延者のお取扱いについても上記に準じます。

⇒第一生命ドリーム年金室 (TEL 0120-110-090 平日 9 時～17 時) へご連絡下さい。

(4) 一部払出制度について

①自由選択コースについて

加入者からの要望に応じて、引き出し時期・引き出し回数の制約を一時的に撤廃いたします。なお、本取扱いは12月までを目処といたします。

⇒日本消防協会 年金共済部 (TEL 0120-658-494 平日 9 時～17 時) 宛にご連絡ください。

②税制適格コースについて

税法の要件として一部払出制度を適用することができません。

(5) 掛金のお払い込みが困難な場合

掛金のお払い込みが困難な場合につきましては、掛金のお払い込みを猶予いたします。期間(お払込猶予期間)をご契約の払方に応じて、最長6ヶ月(2019年1月末)まで延長いたします。

⇒日本消防協会 年金共済部 (TEL 0120-658-494 平日 9 時～17 時) 宛にご連絡ください。

<適用対象地域>

【高知県】安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町

【鳥取県】鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、

西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

【広島県】広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、

江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

【岡山県】岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、

瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、

苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町

【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、
与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

【兵庫県】 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、
西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、
神崎郡神河町

【愛媛県】 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、

【岐阜県】 高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、
本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、
加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、
加茂郡富加町、加茂郡川辺町

【福岡県】 飯塚市

【島根県】 江津市、邑智郡川本町

【山口県】 岩国市

<法適用日> : 2018年7月5日から8日に適用

(注) 災害救助法の適用地域は変わる場合がありますので、内閣府のホームページ「災害救助法の適用状況」をご確認ください。

内閣府HP「災害救助法の適用状況」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

[問い合わせ先]

公益財団法人日本消防協会
年金共済部 藤中、入江

TEL : 0120-658-494

E-mail : nenkin@nissho.or.jp